

DVのない社会に！



ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？

配偶者や恋人など親密な関係にある (あった) 者から振るわれる暴力をいいます。

加害者

年齢・学歴・職業
に無関係

会社や近所では
「温厚な人」と思わ
れている人もいま
す

相手を自分の所有
物であるという考
えで、支配しよう
とします

親密な関係

夫婦・内縁・恋人等

暴力 いろいろな形態があります

● 身体に対する暴力

殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばす・刃物を振りかざす等。

● 精神的暴力

「誰のおかげで生活できるんだ！」「役たたず！」等の暴言。交友関係や毎日の行動を細かく監視する。何を言っても無視する等。

● 性的暴力

望まない性行為の強要。避妊に協力しない等。

● 経済的暴力

必要な生活費を渡さない。仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場に立たせる等。

● 子どもを利用した暴力

子どもへの加害をほのめかす。子どもに被害者が悪いと思わせる等。

被害者

「相手が変わって
くれるかもしれない」という期待

経済的に加害者に
頼らざるを得ない
状況

**暴力を振るわれ
ても逃げられな
くなくなってしまう**

暴力を目撃したことによる心身への影響

子ども

DV 被害者支援の流れ

相談したい・加害者がいないところへ逃れたい

加害者を引き離してほしい

配偶者暴力相談支援センター

市町村配偶者暴力相談支援センター
埼玉県婦人相談センター
埼玉県男女共同参画推進センター
(With You さいたま)

- 相談受付・自立支援
- DV 関係証明書の発行
- 保護命令制度の情報提供

市町村 DV 相談窓口

県・市 福祉事務所

- 相談受付
- 自立支援

警察

- 相談の受理、措置
- 暴力の制止
 - 被害者の保護
 - 暴力による被害の発生を防ぐための措置
 - 被害者の意思を踏まえた検挙
 - 相手方への指導、警告

地方裁判所

- 保護命令申立ての受付

保護命令の発令

(身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫に限る)

- 被害者、子、親族等への接近禁止命令(6 か月)
- 退去命令(2 か月) 等

加害者

命令に違反すれば、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

一時保護

(民間シェルター等に委託もあり)

民間支援団体

- 相談受付
- 自立支援

保護命令とは…

裁判所が被害者の申立てにより、加害者に対して発令する命令です。
(更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに限ります。)

保護命令には、以下の種類があります。

接近禁止命令

○被害者への接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

○被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は 6 か月です。

電話等禁止命令

被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

期間は 6 か月です。

退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は 2 か月です。

相談窓口

一人で悩まず相談してください。(秘密厳守・相談無料)

● 県配偶者暴力相談支援センター

- 埼玉県婦人相談センター DV 相談担当 ☎048-863-6060
月～土 ▶ 9:30～20:30 日・祝 ▶ 9:30～17:00 (12/29～1/3 を除く)
- With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター) ☎048-600-3800
月～土 ▶ 10:00～20:30 (12/29～1/3 及び 日・祝日、第 3 木曜日を除く)

● 県福祉事務所

- 月～金 ▶ 9:00～16:00 (12/29～1/3 及び 土日祝日を除く)
- 東部中央福祉事務所 ☎048-737-2359
- 西部福祉事務所 ☎049-283-6800
- 北部福祉事務所 ☎0495-22-0101
- 秩父福祉事務所 ☎0494-22-6228

● お住まいの市町村役場等

● 最寄りの警察署 (生活安全課等)

緊急の場合は迷わず 110 番

被害者の意思を踏まえ、加害者への指導、警告、検挙、自衛・対応策についての情報提供等の必要な措置や被害者の申出に応じた必要な支援やパトロールを行います。

あなたを守るための法律があります。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力は、被害者の多くが女性であり、人権の擁護と男女平等の実現を妨げる要因となっています。この法律は、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定されました。

配偶者

- 男性・女性を問いません。
- 事実婚や元配偶者*も含まれます。
*離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。
- 生活の本拠を共にする交際相手も適用対象です。
元「生活の本拠を共にする交際相手」から引き続き暴力を受ける場合も配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象。

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

DV の背景には

暴力を容認しがちな社会風潮、女性を男性より低く見る意識、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差等があります。このように DV は構造的な社会問題なのです。

暴力の爆発期

加害者は自分自身をコントロールできなくなる。

DV のサイクル

いったんおさまっても、暴力は繰り返されます。(すべての人にあてはまるわけではありません。)

緊張の蓄積期

加害者は、軽い暴力をふるうなど、緊張が高まっていく。

ハネムーン期

加害者は、優しくなり、後悔したり、もう絶対にしないと約束をしたりする。

早めに相談しましょう。

被害にあわれている方に、そして友人、家族の方に… 暴力をふるうほうが悪いのです。

◎相談・支援を求めましょう

被害者の方は、暴力に耐え続ける生活の中で、身も心も傷つき、無力感、孤立感を深く感じています。どんな理由であっても、暴力は許される行為ではありません。専門の機関等に相談し、支援を求めましょう。

◎被害者の気持ちをそのまま受け止めましょう

友人や家族の方は、自分の価値観で諭したり、「我慢が足りない」などと非難しないでください。また、話の内容が加害者の耳に入ると、暴力がエスカレートする恐れもあります。被害者の承諾がない限り、聞いた話を他人に話さないでください。

◎情報提供をしましょう

被害者の方に、専門の相談機関や DV についての正確な情報提供をしてください。そのことが、被害者にとって大きな力となるはずです。

DV は子どもにも影響を与えます。 子どもの目の前で配偶者に暴力をふるうことは児童虐待です。

◎子どもに様々な心身の症状が現れることがあることを知りましょう。

家庭の中で暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習してしまうこともあります。

交際相手からの暴力「デート DV」 …大人だけではありません。

◎デート DV は被害にあっていると気づかない、認めたくないなどの特徴がみられます。

◎相手が自分とは違う意見や感情を持っていることを認め合い、お互いを尊重する関係（対等な関係）づくりが大切です。

◎デート DV に気づいたら、ひとりで悩まずに相談・支援を求めましょう。

相談を受けた方は、その気持ちをそのまま受け止めましょう。専門の機関等への相談も勧めてください。



埼玉県県民生活部男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL : 048-830-2925 FAX : 048-830-4755
E-mail : a2920-01@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット「コバトン」